

**令和3年度
誰もが集えるリビングの設置・運営にかかる助成金
募集要領**

はじめに

本市では、地域住民が主体となって、多世代が集い、交流しながら、孤立を防ぎ、課題の予防や早期発見につなげることができる地域の居場所として、「誰もが集えるリビングづくり」を進めています。

日本赤十字社岸和田地区、岸和田市社会福祉協議会では、リビングの設置・運営にかかる費用について助成を行い、地域ぐるみで孤立を防ぐ支え合いの取り組みを支援しています。

1. 助成内容について

【申請できる団体】

岸和田市内に活動拠点を置き、「誰もが集えるリビング」（以下「リビング」といいます）を新たに設置・運営する又は既に運営している下記の市民活動団体

- (1) 地区福祉委員会（単位町会での申請も可）
- (2) 市民協議会
- (3) 町会・自治会
- (4) 老人クラブ（単位町会での申請も可）
- (5) 婦人会（単位町会での申請も可）
- (6) 子ども会（単位町会での申請も可）
- (7) PTA（校区単位での申請も可）
- (8) 青少年指導員協議会（校区単位での申請も可）
- (9) 青年団協議会（単位町会での申請も可）
- (10) 会則を整備している任意団体（ボランティアグループ・公民館等公共施設使用団体等）
- (11) 特定非営利活動法人
- (12) 公益社団法人
- (13) 一般社団法人
- (14) 防災福祉コミュニティ（単位町会での申請も可）

※ただし、次の団体は助成の対象の対象外とします。

- (1) 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある団体
- (2) 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った団体
- (3) 過去に他の助成金で不正を行った団体
- (4) 株式会社等の営利事業を目的に設立された団体
- (5) 特定の政治的・宗教的活動を目的としている団体
- (6) 役員規定や、意思決定の流れなどを記載した会則を持たない団体

【助成の対象となるリビングについて】

リビングでの交流を通じて、地域からの孤立を防ぎ、生活課題の予防と早期発見が可能となることを目的として、世代を越えた住民同士が交流できるよう設置され、以下の(1)～(8)に掲げる条件をすべて満たしていることを条件とします。

※新規事業を優先します。

※他の助成金と併用しての助成はできません。ご了承ください。

- (1) 営利や政治的、宗教的活動を目的としないものであること
- (2) サークル活動や集会等特定の目的に使用されるスペースではないものであること
- (3) 別表に定める市民活動団体が主体となって運営するもので、地域の集会所、空家、商店街空店舗等を利用するなどして、地域の誰もが自由に、気軽に利用できるように設置されているスペースであること（公園等の屋外は対象外とする）
- (4) 活動中、運営スタッフが常駐しているなど、安全を配慮した人の配置が行われていること
- (5) 月2回以上、1回あたり3時間以上の活動を実施していること（ただし、拠点の光熱水費については、週1回以上開催していることが条件）
- (6) 岸和田市内に居住する地域住民5名以上を含めた利用者が見込まれること
- (7) 飲食費や材料費程度の実費負担を除き、無料であること
- (8) 当助成金をすでに3回交付されていないこと

【助成対象経費】

事業に必要と認められる次の経費で、助成対象期間中に経費支出が完了するものに限ります。

経費の種類等	内 容
改修費	リビングの設置に際して必要な拠点整備に係る改修費（キッチン等）
印刷製本費	リビングの啓発に必要なチラシ・ポスター代、プログラムに必要なレジュメ等印刷費
使用料及び賃借料 ※週1回以上開催している団体に限る	リビング運営に必要な家賃・水道、光熱費 ※開催頻度により上限額を設定 週1～2回：3万円 週3～4回：5万円 週5回以上：7万円
備品購入費 ※日本赤十字社岸和田地区の助成を優先する	リビング運営に必要な備品の購入費 ※購入できる備品については次ページの表のとおりです。
その他	その他交付が必要と認められるもの

【助成の対象となる物品（日本赤十字社岸和田地区からの助成を優先）】

※表に含まれないが、必要と思われる物品については協議にて決定します。

※消耗品、食料品は対象外とします。

用途	細目
備品	・ 黒板、ホワイトボード ・ 浄水器 ・ テーブル、イス ・ 冷暖房機器 ・ PC、プリンター等 ・ 収納用品
調理機器	・ IH 調理器、コンロ ・ ホットプレート・トースター ・ コーヒーメーカー ・ 湯沸かしポット
調理用品	・ 鍋、フライパン類 ・ 食器類 ・ 調理器具（おたま等） ・ エプロン等
清掃用具	・ 箒、ちりとり等 ・ バケツ

【活動助成限度額】

1 団体あたり 10 万円以内、助成総額に達し次第終了

※ただし、助成を受けられる回数は 3 年目までとします。

【助成対象事業期間】

令和 3 年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日

2. 申請手続きについて**【申請に必要なもの】**

申請に際しては、以下の書類を社会福祉協議会の事務局までご提出ください。

(1) 誰もが集えるリビング設置・運営に係る特別助成金申請書（様式 1 号）

(2) 誰もが集えるリビング設置・運営に係る特別助成金請求書（様式 3 号）

※物品助成の申請の場合は不要です。

(3) リビングを運営する団体の会則（必ず住民が参加していることが条件です。）

(4) 既にリビングを運営している団体については、拠点実施の告知チラシ等活動内容がわかるもの

(5)（備品購入希望の場合）購入希望備品の見積書

【申請受付期間】 令和 3 年 4 月 1 日（木）～12 月 24 日（金）

※今年度の予算総額に達し次第、受付を終了します。